

○消防庁告示第五号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に依じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第二第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

令和四年九月十四日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別表第6 不活性ガス消火設備の点検の基準</p> <p>1 機器点検 次の事項について確認すること。 〔(1)～(4) 略〕</p> <p>〔5〕 標識（貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等に設けられるものに限る。） 出入口等の見やすい位置に設けられ、損傷、脱落、汚損等がないこと。</p> <p>〔6〕 起動装置 ア 略 イ 自動式起動装置 〔(7) ～ (9) 略〕</p> <p>〔(10) AND回路制御機能（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備に限る。） 正常であること。〕</p> <p>〔(11) 緊急停止装置（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備に限る。） 機能が正常であること。〕</p> <p>〔(12) 略〕</p> <p>〔(13) 略〕</p> <p>〔(14) 略〕</p> <p>〔(15) 略〕</p> <p>〔(16) 略〕</p> <p>〔(17) 略〕</p> <p>〔(18) 略〕</p> <p>〔(19) 略〕</p> <p>〔(20) 略〕</p>	<p>別表第6 〔同上〕</p> <p>1 〔同上〕 〔同上〕 〔(1)～(4) 同上〕 〔新設〕</p> <p>〔5〕 〔同上〕 ア 同上 イ 同上 〔(7) ～ (9) 同上〕 〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔10〕 〔同上〕 〔11〕 〔同上〕 〔12〕 〔同上〕 〔13) 同上〕 ア・イ 同上〕</p> <p>〔(14) 閉止弁（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備に限る。） 変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。〕</p> <p>〔(15) 略〕 〔(16) 略〕</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

